

9. 障害児支援

平成24年4月の児童福祉法の一部改正に伴い、障害児支援については、身近な地域で支援を受けられるよう施設体系が再編され、通所による支援は「障害児通所支援」に、入所による支援は「障害児入所支援」にそれぞれ一元化されるとともに、障害児通所支援に係る給付決定事務が都道府県から市町村に移行されました。また18歳以上の障害児施設入所者については、障害者自立支援法（現在は障害者総合支援法）に基づき、年齢に応じた適切な支援を受けられるよう見直しが図られました。

① 県内において利用できる事業・施設の種類

※所在地等については【資料編】を参照

1 障害児通所支援

① 児童発達支援

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

② 放課後等デイサービス

学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後や休業日に支援が必要と認められる障害のある児童に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

③ 保育所等訪問支援

保育所等の児童が集団生活を営む施設に通う障害のある児童に対し、当該施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

④ 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児支援を受けるために外出することが著しく困難な障害のある児童に対し、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

2 障害児入所支援

① 福祉型障害児入所施設

障害のある児童に対し、入所により日常生活の指導及び自立のために必要な支援を行います。

② 医療型障害児入所施設、指定発達支援医療機関

肢体不自由のある児童又は重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童（重症心身障害児）に対し、入所又は入院により治療、日常生活の指導及び自立のために必要な支援を行います。

② 相談窓口

1 障害児通所支援

市町村の障害保健福祉担当課（【資料編】1及び4を参照）又は児童福祉担当課及び障害児相談支援事業者（【資料編】13を参照）

2 障害児入所支援

児童相談所（【資料編】5及び6を参照）

③ 利用の手続き

1 障害児通所支援

(1) 【情報収集・相談】

障害児通所支援の利用を希望する保護者は、市町村の相談窓口もしくは障害児相談支援事業者に、どのようなサービスを利用したらよいか相談します。

(2) 【申請】

利用したいサービスが決まったら、市町村に障害児通所給付費の支給申請をします。その際、利用者負担額を決定するための資料（収入や課税状況が把握できる書類）等の提出を求められる場合があります。

(3) 【障害児支援利用計画案】

指定障害児相談支援事業者が作成した障害児支援利用計画案を市町村へ提出します。

(4) 【給付決定】

申請を受けた市町村は、サービスを利用する児童の障害の種類や保護者の状況等を勘案し、障害児通所給付費の支給の要否及び利用者負担額を決定して、申請者へ通知します。

決定の内容に不服がある場合は、県へ申立ができます。

(5) 【利用契約】

障害児通所給付費の給付決定を受け、受給者証を交付された保護者（利用希望者）は、利用を希望する施設・事業所へ受給者証を提示した上で、サービス内容を確認し、利用に関する契約を結びます。

(6) 【サービス利用】 *事業所・施設にはサービス利用の苦情解決の窓口が設けられています。

契約に基づいてサービスを利用します。

(7) 【支払い】

サービスを利用したら、利用者負担額を事業所・施設に直接支払います。

サービス利用にかかった費用から利用者負担額を除いた額を、市町村が利用者に代わって事業所・施設へ支払います。（代理受領）

（代理受領額については、事業所・施設から利用者へお知らせされます。）

2 障害児入所支援

(1) 【情報収集・相談】

障害児施設の利用を希望する保護者は、児童相談所にどのようなサービスを利用したらよいか相談します。

(2) 【申請】

利用したい施設が決まったら、児童相談所へ障害児入所給付費の支給申請をします。その際、利用者負担の上限額等を決定するための資料（収入や課税状況が把握できる書類）等の提出を求められる場合があります。

(3) 【給付決定】

申請を受けた児童相談所は、サービスを利用する児童の障害の種類や保護者の状況等を勘案し、障害児入所給付費の支給の要否を決定して、申請者へ通知します。

決定の内容に不服がある場合は、県へ申立ができます。

(4) 【利用契約】

障害児入所給付費の給付決定を受け、障害児入所受給者証を交付された入所給付決定保護者（利用希望者）は、利用を希望する施設へ受給者証を提示した上で、サービス内容を確認し、利用に関する契約を結びます。

(5) 【サービス利用】 *施設にはサービス利用に関する苦情解決の窓口が設けられています。

契約に基づいて施設のサービスを利用します。

(6) 【利用者負担額の支払い】

サービスを利用したら、施設からの請求に基づき、利用者負担額を施設に直接支払います。

サービス利用にかかった費用から利用者負担額を除いた額を、県が利用者に代わって施設へ支払います。（代理受領）

（代理受領額については、施設から利用者へお知らせされます。）

④利用者負担

障害児支援の利用者負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

食費や光熱水費等は原則自己負担となりますが、医療型入所施設に入所する場合は医療費・食費の減免、福祉型入所施設に入所する場合は食費・光熱水費の実費負担を軽減するための補足給付の支給があります。

なお、児童発達支援センターを利用する場合で、所得区分が生活保護、低所得、一般1の方は、食費の負担軽減措置により食材料費のみの負担となります。

詳細については「1. 障害者総合支援法」の⑦を参照してください。

また、障害児通所支援を利用する複数の児童がいる世帯については、多子軽減措置により負担が軽減されます。

○負担上限月額

区分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割28万円(注)未満)	通所支援利用の場合	4,600円
		入所支援利用の場合	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

(注) 収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。

○所得を判断する際の世帯の範囲

種別	世帯の範囲
障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

○障害児通所支援に係る多子軽減措置

市町村民税課税世帯で、保育所等を利用する児童(※1)のうち、第2子以降の乳幼児の利用者負担が軽減されます。

(※) 市町村民税所得割の合計額が77,101円未満の世帯は、生計を同じくする児童(年齢問わず)

「保育所等」とは、障害児通所支援事業所、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童心理治療施設、認定こども園、特例保育又は家庭的保育事業等による保育を指します。

【軽減の内容】

多子軽減対象	軽減後の利用者負担
第2子	サービス総費用の5%の額と負担上限月額を比べて低い額
第3子以降	0円

※ 障害児通所支援を利用する複数の児童の軽減後の利用者負担の合計が負担上限月額を超える場合は、利用者の負担は負担上限月額までとなります。

○就学前障害児の発達支援の無償化

就学前の障害児を支援するため、以下のサービスについては利用者負担（徴収金）が無償となります。

(1)対象となるサービス

児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

※放課後等デイサービスは就学児が利用するサービスであるため、対象外です。

(2)対象となる児童

無料となる期間は、「満3歳になって初めての4月1日から小学校入学までの3年間」です。

※就学猶予（免除）の対象児童については、年齢に関わらず小学校に就学するまで無償化の対象となります。

(3)対象となる費用

利用者負担（徴収金）のみが対象です。その他の費用（医療費、おやつ代や食費等の実費で負担しているもの）は無償化の対象となりません。